

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
人とトキが共に生きる島づくり計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
佐渡市
- 3 地域再生計画の区域
佐渡市の全域

4 地域再生計画の目標

佐渡市は、新潟県内市町村では4番目に広い面積と約6万8000人の人口を有する離島である。国定公園に指定される美しい自然、トキ（ニッポニア・ニッポン）を育んだ豊かな生態系、平安～江戸時代におよぶ重層的な歴史・文化・芸能があり、山海の産物にも恵まれ、佐渡金銀山をはじめ名所・旧跡が数多く点在する、新潟県観光の中心的存在である。

しかし、近年、公共工事の縮減や観光客の減少により、島内建設業や観光業の2・3次産業の衰退が著しく、また基幹産業である農林水産物の消費の低迷・農林水産物価格の長期下落傾向等により、総産出額が急激に落ち込んでいる。

このため、若年労働力の島外流出が止まらず、いわゆる少子高齢化・過疎化が急速に進行し、農林水産業は後継者不足に悩まされている。働きたくても職場がない状況が続く、有効求人倍率は、新潟県平均の1.0を下回る、0.55ポイントと低迷している。

また、当市には豊富な森林資源を背景とした未利用のバイオマスや廃棄物系のバイオマス資源があるが、その利活用についての専門的な知識、技術を有する人材や組織がなく、一部を除いて利活用の推進がなされていない状況である。

そこで、当市では、特別天然記念物に指定されているトキをシンボルとし、「美しい島づくり」「環境に優しい島づくり」「活力のあるまちづくり」を目標として掲げ、先に策定した「佐渡市バイオマスタウン構想」を推進するため、地域再生の支援措置を活用することによって、佐渡に豊富に賦存するバイオマスの利活用と、バイオマスエネルギーの導入による循環型社会を形成し、新規産業の創出（バイオマス関連ビジネス）や、それに伴う雇用の創出、バイオマスの利活用による農林水産業の活性化を目指す。

（目標1）

「佐渡市バイオマスタウン構想」の推進により、地域バイオマスの利活用目標（平成22年度までに）を次のとおり定め、目標を達成することで循環型社会の形成を目指す。

地域バイオマスは廃棄物系バイオマスと未利用バイオマスに分類

廃棄物系バイオマス：家畜排泄物、生ごみ、水産廃棄物、可燃ごみ、し尿汚泥、下水汚泥、廃食油、木質系（製材所残材等）

未利用バイオマス：切捨て間伐材等、稲わら、もみ殻

| | | | |
|-------------|-----------------|-------|-----------------|
| 廃棄物系バイオマス | 現在利用率 | 58.5% | 90%以上 |
| （内訳）家畜排泄物 | 1,166t/年（100%） | | 100%を維持 |
| 生ごみ | 64t/年（27.8%） | | 230t/年（100%） |
| 水産廃棄物 | 64t/年（54.2%） | | 118t/年（100%） |
| 可燃ごみ | 270t/年（13.1%） | | 2,060t/年（100%） |
| 汚泥 | 85t/年（48.0%） | | 177t/年（100%） |
| 廃食油 | 6kl/年（5.8%） | | 88kl/年（84.6%） |
| 木質系 | 2,590t/年（76.2%） | | 2,697t/年（79.4%） |
| 未利用バイオマス | 現在利用率 | 17.5% | 40%以上 |
| （内訳）切捨て間伐材等 | 0t/年（0%） | | 823t/年（32.5%） |
| 稲わら | 573t/年（6.3%） | | 4,386t/年（47.9%） |
| もみ殻 | 1,916t/年（76.1%） | | 2,157t/年（85.6%） |

（目標2）

バイオマス関連ビジネスの事業化により、地域経済を活性化させる。

・平成18年度現在3社から平成23年度には新規に10社が参入もしくは起業することにより、50人の新規雇用を目指す。

（内訳）＜各事業名、参入もしくは起業社数、新規雇用者数＞

BDF・バイオエタノール精製販売業 3社、15人

木質バイオマス利用佐渡ブランド小型チップボイラーの開発 2社、10人

その他バイオマス製品の商品化 5社、25人

（目標3）

資源作物の栽培による休耕地の有効利用を図るとともに、栽培に関連する雇用者増を促進する。

・資源作物栽培面積の増加 34a 900ha（佐渡市休耕地の有効利用）

・資源作物栽培による雇用者の増加 2人 20人

（目標4）バイオマス変換施設及びバイオマス供給施設・利用施設を整備する

バイオマス変換施設：BDF精製機械 5台

バイオエタノール精製機械 5台

ペレット製造機 2台

バイオマス供給施設・利用施設：

燃料供給スタンド 5箇所

チップボイラー 10台

ペレットストーブ 50台

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

佐渡市では、「活力のあるまちづくり」を目標とし、地域バイオマス利活用の推進に取り組んでいる。

現在の取組みは廃食油からのBDF精製（公用車7台で使用）と、木質バイオマスを利用したチップボイラーの稼動（公共温泉施設1箇所）のみである。

これらの取組みを目標達成の第一歩としてさらに推進すること、また、その他の「廃棄物系バイオマス・未利用バイオマスの利活用」「資源作物の栽培」も併せて推進することが課題である。

そこで佐渡市では、地域バイオマス利活用交付金事業等も活用しながら、地域バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備、総合的利活用システムの構築を推進する。

また、これら各種バイオマスの利活用を有機的に結びつけ、地域バイオマスの利活用を推進するため「特定地域プロジェクトチーム」を設置し、事業の円滑な推進により「人とトキが共に生きる島」の実現を図るなど「バイオマスタウン構想」の実現に向けて総合的な取り組みを行う。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当無し

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 地域再生基本方針に基づく支援措置

(1) 地域バイオマス利活用交付金【B1003】

地域バイオマス利活用交付金を活用して、以下の取組を行う。

ソフト支援

(ア) 廃食油回収システムの構築

BDFを精製する元となる廃食油の多くは、現在燃えるごみとして処分されているため、廃食油を効率的に収集・輸送するため以下のような回収システムを佐渡市内に構築することにより利活用を促進する。

- ・ 公共施設（給食センター、保育園、病院等）：市の担当職員が回収
- ・ 民間事業所：民間業者が回収
- ・ 一般家庭：小中学生や民間団体が回収

(イ) バイオ燃料の普及啓発活動

BDF等のバイオ燃料を普及させるために、啓発活動として以下のような活動を行う。

- ・ 公用車へのBDFの導入
- ・ 学校や一般家庭等へのBDFのデモンストレーション 等

(ウ) バイオ燃料用資源作物の栽培普及活動

栽培を普及させるための活動として、例えば遊休農地を利用してヒマワリ等の栽培を行い、食用利用した後廃食油として回収し、BDF燃料として利用する等の一連の取組を示すことにより、資源作物の栽培普及に向けた広報活動を行う。

(エ) 間伐材利活用システムの構築

森林に残置されることの多い間伐材を効率的に回収し、ペレット等へ利活用するために、森林組合等がバイオマス変換施設へ低搬出コストにて間伐材を持ち込むことができるシステムを構築する。

(オ) その他バイオマス利活用システムの構築

上記の他、利活用の進んでいない生ごみ、水産廃棄物、汚泥(し尿・下水)等のバイオマスについてもプロジェクトチームでの検討結果などをもとに地域内での効果的な利活用システムを構築する。

ハード支援

(ア) 木質チップボイラー等整備事業

間伐材や製材廃材等をチップ化し、効率的に熱回収を行うために佐渡市内で熱需要の多い施設(温泉施設等)にチップボイラー、ペレットボイラーを導入する。

(イ) 木質ペレットストーブ等リース事業

温泉施設等や一般家庭、育苗用ハウス等への、チップストーブ・ペレットストーブの導入を図るため、市で整備したペレットストーブ等のリースを行い、一定期間の使用中に、利便性やコストについて利用者に検討してもらうことで、その後の本格的導入に繋げていく。

(ウ) バイオマス資源利活用推進のための変換施設及び供給施設・利用施設の整備事業

上記(ア)チップボイラーや(イ)ペレットストーブ等以外にも、バイオマス変換施設(BDF精製機械、バイオエタノール精製機械)や、バイオマス供給・利用施設(燃料供給スタンド等)を整備することにより、バイオマスを利用しやすい環境を確保し、取組を促進する。

(2) 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成【C3003】

「特定地域プロジェクトチーム」を設置して取り組むべき課題

当市では、「人とトキが共に生きる島」の実現を図るため、地域バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備、総合的利活用システムの構築を行うこととしている。

これら各種のバイオマスの利活用の一体的な推進に当たり、効率的な利活用方法とバイオマス関連製品の開発等の検討を行うことがプロジェクトチームの課題であり、具体的には次のとおりである。

現在未利用又は低度利用となっている下記表内のバイオマスについて、高度利活用を行うための収集・輸送・変換・利用システムを検討する必要がある。

| | 現在の取扱 | 将来の取扱、利活用 | プロジェクトチームでの 検討課題 |
|--------|-----------------|------------------|---------------------|
| 家畜排泄物 | 各牧場付近で利用 | 地域内で高品質堆肥等として利活用 | 収集・輸送・変換・利用システムの検討 |
| 生ごみ | 焼却 | 堆肥化 | |
| 水産廃棄物 | 廃棄又は低度利用 | 成分抽出等の高度利用 | |
| 可燃ごみ | 焼却 | スラグ化 | |
| 下水汚泥 | 焼却又は島外搬出 | バイオガス等で高度利用 | |
| し尿汚泥 | 焼却 | | |
| 木質系 | 焼却、敷材 | チップ化、ペレット化 | |
| 切捨て間伐材 | 林地に残置 | 木質バイオマスの原料として利用 | |
| 稲わら | 未利用又はすきこみ(低度利用) | バイオ燃料の原料等として利用 | |
| もみ殻 | 未利用 | | |

現在休耕地となっている農地に資源作物を栽培しバイオ燃料の原料等として利用するため生産、収集、輸送、変換、利用システムを検討する必要がある。

現在ある地域のバイオマス資源を有効活用する佐渡ブランドのバイオマス関連製品の開発や、商品化を検討する必要がある。

「特定地域プロジェクトチーム」設置の必要性

佐渡市は地域に賦存する各種バイオマスを活用して、「人とトキが共に生きる島」を実現するため、上記の取り組みを行うこととしているが、そのためには、環境への影響、変換技術、施設整備の規模決定、コスト計算、安定して持続的な利用方法の決定など、検討内容が専門的かつ多岐に亘り、必要な支援施策など関係省庁間で幅広いアイディアの提案・調整が必要となる。

このようなことから、バイオマスの変換技術や経済効率、バイオマス関連製品の開発や商品化等の専門知識を有した「特定地域プロジェクトチーム」の設置が必要であり、構成については現段階において以下を想定している。

国（地方支分部局）

- ・北陸農政局
- ・関東経済産業局
- ・北陸地方整備局
- ・北陸信越運輸局
- ・関東地方環境事務所

地方公共団体

- ・新潟県
- その他法人

- ・(社)地域資源循環技術センター
 - ・(独)森林総合研究所
 - ・(独)水産総合研究所
 - ・中央農業総合研究センター北陸研究センター
 - ・筑波大学
- 事務局
- ・佐渡市

取組により達成される成果

循環型社会の構築

農林水産省、経済産業省、環境省、国土交通省の助言、提言をもとに、地域の廃棄物系バイオマス、未利用バイオマスの収集、輸送、変換、利用の効率的なシステムが形成され、循環型社会を構築することが期待できる。

バイオマス関連ビジネスの事業化による、地域経済の活性化

農林水産省、経済産業省、環境省の助言、提言をもとに、地域バイオマスを有効活用した「佐渡ブランドの小型チップボイラーの開発」や「バイオエタノール・BDF等の精製事業」、「その他バイオマス製品の商品化」が促進され、地域バイオマスを活用した新たな産業の展開を図ることができ、雇用の創出・企業誘致等による地域経済の活性化が期待できる。

農林水産業の活性化

農林水産省の助言、提言により休耕地の有効利用(資源作物の栽培等)、切捨て間伐材の活用、水産廃棄物の再資源化など地域バイオマスの利用が促進され、農林水産業の活性化が期待できる。

5 - 3 - 2 その他支援措置によらない独自の取組み

(1) 佐渡市バイオマス利活用推進体制の整備

平成19年度、バイオマスタウン構想の実現に向け、行政の横断的庁内組織(担当課会議)によるバイオマス利活用推進体制を整備し、市民・民間事業者と一体となった取り組みを推進する。

さらに平成20年度は、利活用推進や意識啓発事業等の方針決定、推進上の意思決定組織となる佐渡市バイオマス利活用推進協議会(仮称)を設置し、取り組みを加速させる。

(2) 新エネルギー利用促進事業

クリーンエネルギーの利用を促進する事業として、太陽光発電導入助成事業、低公害車購入助成事業、電気自動車モデルゾーン事業等に取組む。

(3) 環境教育・リサイクル推進事業

環境教育・学習指導者を養成するとともに、指導者用手引書・児童生徒用副読本の整備を図りながら、環境に配慮した生活や事業活動ができる「環境市民」を環境教育・学習を通して育成する。また、循環型社会の形成に必要なリサイクル事業を推進する。

(4) 集落営農・担い手支援事業

地域農業の核となる担い手を確保・育成するため、集落営農組織の設立または再編の実現に向けた、集落リーダー活動を支援する。また、集落合意に基づき、集落の農地を保全するために設立される農業法人についても支援を行い、継続可能な地域営農体制整備を図る。

(5) 佐渡産材利用住宅建築奨励事業

佐渡産材利用促進のため、佐渡産木材購入価格の一部を助成する。

(6) 地域食材活用推進事業

佐渡の新鮮で安全な水産物供給のため、佐渡寒ブリのブランド化、海洋深層水氷の利用促進や水産物の有効活用のための、冷凍加工研究に取り組む。

6 計画期間

平成19年度から平成23年度まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画期間が終了した段階で、「佐渡市バイオマス利活用推進協議会（仮称）」に報告し、目標達成状況についての評価を受ける。

「佐渡市バイオマス利活用推進協議会（仮称）」は、市長、議会、行政、民間事業者、市民等の代表者で構成される協議会を想定しており、バイオマスタウンの実現に向け利活用推進や意識啓発事業等の方針決定、推進上の意思決定組織とする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし